

大規模小売店舗立地法に基づく地元説明会 開催のご案内

この説明会は、大規模小売店舗立地法の手続きに基づき、計画地周辺の地域住民の皆様に対し、大規模小売店舗の新設計画内容の周知を図るために開催するものです。

【開催日時】

日 時：平成 30 年 4 月 10 日（火）午後 7 時 00 分より

場 所：古志野公民館（姫野第一自治会古志野公民館）

住 所：高岡市姫野 75（会場案内図を御参照下さい）

【新設計画の概要】

◆ 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：（仮称）アルビス姫野店

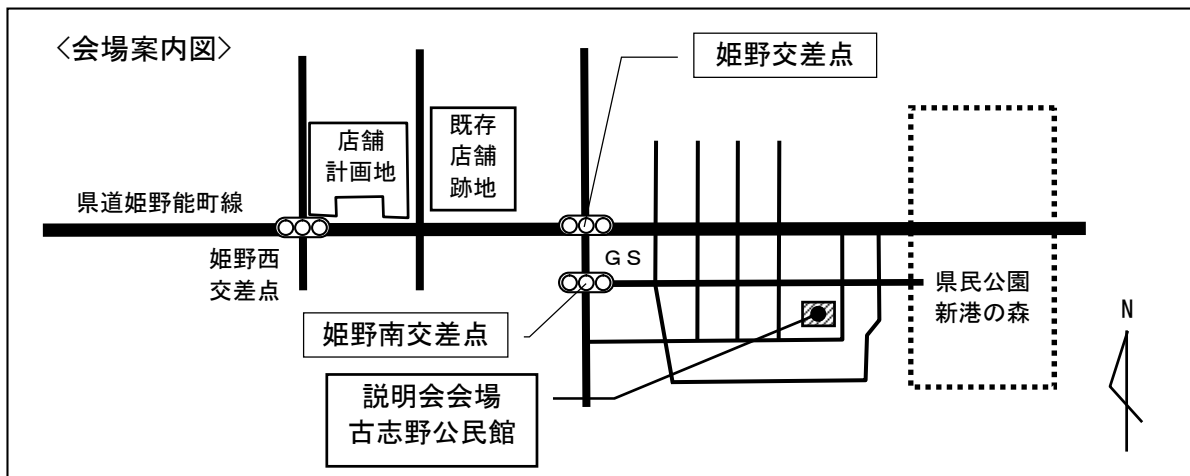
所在地：高岡市放生津字鍬ヶ崎 79 番 外 15 筆

◆ 建物設置者及び大規模小売店舗において小売業を行う者

名 称	代 表 者	住 所
アルビス株式会社	代表取締役 大森 実	射水市流通センター水戸田 3 丁目 4 番地

◆ 届出事項の主な概要

主な届出事項	届出事項の概要
①店舗面積	2,069 m ²
②駐車場の位置と収容台数	駐車場 計 2 箇所（計 86 台）
③駐輪場の位置と収容台数	駐輪場 計 1 箇所（計 51 台）
④荷さばき施設の位置と面積	荷さばき施設 計 1 箇所（計 40.0 m ² ）
⑤廃棄物等の保管施設の位置と容量	廃棄物等保管施設 計 3 箇所（計 22.5 m ³ ）
⑥開店時刻と閉店時刻	8:00～24:00
⑦駐車場利用時間帯	7:30～翌 0:30（駐車場 2 箇所）
⑧駐車場の出入口の数	4 箇所
⑨荷さばき時間帯	荷さばき施設：3:00～22:00
⑩新設する年月日	平成 30 年 8 月 30 日（予定）



御問合せ先 アルビス株式会社 開発部 店舗開発課 坂井（Tel：0766-56-9597）

■大規模小売店舗立地法の手続きの流れは以下のとおりです。

届出提出→公告→地元説明会→県の意見通知→新設（営業開始）

■大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項に基づき、大規模小売店舗の届出に対して、周辺地域の生活環境保持の観点から意見がある場合、公告の日から 4 か月以内に、県に対し、意見書を提出することができます。詳しくは富山県商業まちづくり課のHPをご覧ください。

■富山県商業まちづくり課HPアドレス：

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1306/index.html